

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	社会福祉士の養成	担当部局・担当課室	社会・援護局 福祉基盤課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進行する中で、在宅において寝たきりの高齢者が増加する一方、増大する国民の介護ニーズに適切に対応することが国民生活の重要課題となっていたことから、在宅介護の充実強化等を図るため、誰もが安心して福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的な能力及び知識を有する人材として、社会福祉士及び介護福祉士の資格制度を定めるとともに、このような専門的な人材を我が国で養成し、確保していくために創設 <p>○事務・事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士養成施設の指定 		
事務・事業の目的	指定基準を満たした養成施設を指定社会福祉士養成施設として指定することにより、専門的な能力及び知識を有する社会福祉士を養成することを目的とする。		
関連する政策目標等	<p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p> <p>施策目標2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	-		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士養成施設 4校、6課程 <p>（上記施設・課程数は厚生労働省の所管施設に限る。）</p>		

国からの補助金等	—
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行ったほか、指定、登録等の基準、指定、登録等を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開している。 ○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）の施行に伴う社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成 27 年 4 月から社会福祉士養成施設の指定・監督権限を都道府県に委譲した。（ただし、文部科学省との共管施設は除く。）
事務・事業の必要性・有効性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務・事業の必要性 福祉ニーズが多様化し、また、利用者の権利擁護等が求められている中で、相談援助等に当たって、専門的な能力及び知識を有する人材として、社会福祉士を養成・確保していく必要がある。 ○ 事務・事業の妥当性 福祉ニーズが多様化し、また、利用者の権利擁護等が求められている中で、相談援助等に当たって、専門的な能力及び知識を有する人材として、社会福祉士を養成・確保していくことは妥当である。 ○ 事務事業の有効性 福祉ニーズが多様化し、また、利用者の権利擁護等が求められている中で、相談援助等に当たって、専門的な能力及び知識を有する人材として、社会福祉士を養成・確保していくことは有効である。
事務・事業の執行体制の妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定等を行う妥当性 専門的な人材である社会福祉士の養成は、指定基準を満たした養成施設として適切な施設で実施する必要がある。 ○ 事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> ● 指定等の基準の妥当性 社会福祉士養成施設の指定基準は、有識者による検討会による報告を踏まえ策定している。 ● 実施主体としての指定等法人の適格性 地方厚生（支）局長及び文部科学大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が、指定基準に照らして適当であると認める場合に指定するものである。
政策効果の把握の手法及びその結果	社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）第 5 条に基づく社会福祉士養成施設からの報告

<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて、平成30年3月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」を踏まえ、各分野の専門有識者及び実践者による「作業チーム」を設置し、見直しを行った。 ○ 見直し内容について、令和元年度から周知を行い、令和3年度より順次導入を図った。
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)</p>	<p>専門的な人材である社会福祉士の養成は、指定基準を満たし養成施設として適切な施設で実施する必要がある。 今後とも、専門的な能力及び知識を有する社会福祉士の養成を行っていく。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計6法人

・学校法人（6法人）

※料金等・積算根拠は特になし

学校名	課程名	指定等の時期	連絡先（TEL）
学校法人（6法人）			
星槎道都大学	通信教育科社会福祉士養成課程（一般）	2015年	011-372-3111
日本社会事業大学	通信教育科社会福祉士一般養成課程	2000年	042-496-3205
日本社会事業大学	通信教育科社会福祉士短期養成課程	2015年	042-496-3205
豊岡短期大学	通信教育部社会福祉士養成通信課程	2002年	0796-22-6400
宝塚医療大学	社会福祉士別科一般養成課程（通信）	2022年	072-736-8600
宝塚医療大学	社会福祉士短期養成課程（通信）	2022年	072-736-8600